

ID: 358

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	名寄市ふうれん望湖台自然公園条例 第13条第2項(第21条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年条例第183号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(利用の禁止又は制限)</p> <p>第13条 指定管理者は、災害その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合は、その区域を定めて、利用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の利用の許可又は第11条第1項の行為の許可(以下「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、新たに条件を付し、又は中止を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又は許可等に付した条件に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により、許可等を受けたとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、公園の管理上特に必要と認められるとき。</p> <p>3 前項の規定により許可等をした事項を変更し、又は許可等を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第3号に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(公共施設の利用の不許可等)</p> <p>第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日